

平成24年度五戸町青年就農給付金交付要綱

平成24年9月26日 制定

(趣旨)

第1 町は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、平成24年度予算の範囲内において、新規就農者に青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(給付対象者及び給付金の額)

第2 給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）及び給付金の額は、別表のとおりとする。

(経営開始計画の申請)

第3 給付金の給付を受けようとする者は経営開始計画（様式第1号）を作成し、町長に申請しなければならない。当該計画に変更があった場合もまた同様とする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(経営開始計画の承認)

第4 町長は、給付金の給付を受けようとする者から前条1項の申請があった場合には、経営開始計画の内容を審査する。

2 町長は、審査の結果、給付要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を通知する。

(給付金の申請)

第5 給付対象者は、前項により経営開始計画の承認を得た後、青年就農給付金給付申請書（様式第2号）を町長に提出する。

2 前項の申請は、半年分を単位として行うことを基本とし、申請する給付金の対象期間の初日から1年以内に行うものとする。

3 第5の1の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(給付金の給付の条件)

第6 給付金の給付には、下記の条件を付すものとする。

- 2 給付対象者は、受給を中止する場合は、町長に中止届（様式第3号）を提出するものとする。
- 3 給付対象者は病気などやむを得ない理由により就農を休止する場合は町長に休止届（様式第4号）を提出するものとする。
- 4 前号の休止届けを提出した給付対象者が就農を再開する場合は、町長に経営再開届（様式第5号）を提出するものとする。
- 5 給付対象者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に、町長に住所変更届（様式第6号）を提出するものとする。
- 6 給付対象者は、実施要綱別記第1の4の2の（4）ただし書に該当する場合は、町長に返還免除申請書（様式第7号）を提出するものとする。
- 7 次に掲げる事項に該当する場合は、町長は給付金の給付を停止するものとする。
 - （1）第2の要件を満たさなくなった場合。
 - （2）農業経営を中止した場合。
 - （3）農業経営を休止した場合。
 - （4）第6の9の報告を行わなかった場合。
 - （5）就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと町長が判断した場合。
 - （6）給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合（その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）。
- 8 次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、1号に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りではない。
 - （1）前項の1号から5号に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。
 - （2）虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。
 - （3）給付対象者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、延滞金を町に納付しなければならない。
 - （4）前項延滞金の利率は、五戸町補助金等の交付に関する規則第16条の規程を準用する。
- 9 給付対象者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末まで

にその直前の6か月の就農状況報告（様式第8号）を町長に提出する。

- 10 給付対象者は、給付金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を平成25年4月1日から5年間保管しておくこと。

（その他）

- 第7 本交付要綱に定めるもののほかは、五戸町補助金等の交付に関する規則第4条・第10条・第11条・第12条・第13条及び第18条を準用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

別表（第2、第5関係）

区 分	給 付 対 象 者	給 付 金 の 額
<p>1 青年就農 給付金事業 （経営開始 型）</p>	<p>1 事業費 町が実施要綱別表の1の（1）のイに基づいて行う事業に要する経費 実施要綱別記1の第4の2の（1）の要件を満たす者</p>	<p>左の経費の10分の10に相当する額以内の額 実施要綱別記1の第4の2の（2）に定める額</p>